

静岡市企業立地促進助成制度

〔工場等の建設に対する助成〕

静岡市【令和6年4月1日以降事業着手※1分】

補助要件	対象業種	製造業、加工・組立・梱包を伴う物流業、情報通信業、研究所「日本標準産業分類」に基づく
	用地	取得する場合：1,000㎡以上（研究所は床面積200㎡以上）
	従業員数	10人以上（研究所については5人以上）
	設備投資額	5,000万円以上 （建物を新増築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入）
	労働生産性の増加	立地後5年以内で年平均3%以上増加
	期限	事業着手日※1から3年以内（未造成用地取得5年以内、自社所有地2年以内）に業務開始※2

※1 用地取得、工場設立、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日

※2 補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

	補助区分	要件等	補助率・内容	補助限度額	県の補助
助成内容	①用地取得	設備投資額5億円以上	用地取得費の 25%	10億円 新規雇用と合算	○
		設備投資額5億円未満	用地取得費の 15%	1.5億円 新規雇用と合算	
	②新規雇用	新規雇用 従業員数×25万円		用地取得費に対する 助成の限度額内	○
	③設備投資 (建物+機械設備)	設備投資額5億円以上	対象経費の 5%	5億円	○
		設備投資額5億円未満			×

注）補助金額が高額の場合、分割交付となる場合があります。

用地取得

- 用地取得とは「用地の売買契約の締結」を指します。 ●工場建屋付の土地を購入した場合にも、補助の対象となる場合があります。

設備投資

- 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産で、固定資産台帳の【機械及び装置】（耐用年数1年以上及び取得価格50万円以上のもの）を指します。
- 設備投資助成の補助対象となる経費は、建物と建物付属設備のうち生産・事務に関わる部分と新規機械設備（中古機械を含む）の取得費用です。
- 機械設備のリースによる取得については、補助要件の設備投資金額には含みますが、補助対象経費には含みません。
- 造成費、外構工事は、補助要件の設備投資金額に含みません。

新規雇用・従業員数

- 新規雇用とは、事業着手日以後の新規雇用従業員をいい、従業員とは雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者を指します。

労働生産性の増加

- 労働生産性とは付加価値額（売上高－売上原価－販売費及び一般管理費＋給与総額＋租税公課）を労働者数で除した数を指します。

県補助制度との併用が可能な場合があります！ 詳しくは裏面へ！

お問い合わせ先

静岡市経済局 産業基盤強化本部 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 5F

企業立地総合
サポート窓口

- 用地の検討・工場立地法……………■立地環境整備係 電話／054-354-2046 FAX／054-354-2132
- 地域未来投資促進法について……………■企業立地係 電話／054-354-2407 FAX／054-354-2132
- 企業立地促進助成制度について……………■企業立地係 電話／054-354-2407 FAX／054-354-2132



企業立地特設
WEBサイトを
開設しました。

静岡県制度 主な要件		
補助要件	対象業種	工場（製造業、植物工場）、物流施設（輸送業等）、研究所等
	用地	取得する場合：1,000㎡以上（研究所は床面積200㎡以上）
	雇用	県内雇用増または雇用維持かつ生産性向上 [用地・新規雇用補助のみ] 左記に加え従業員10人以上
	設備投資額	「設備投資補助のみ」 設備投資額5億円以上 （研究所は1億円以上）
	期限	事業着手日から3年以内（未造成用地取得5年以内、自社有地2年以内）に業務開始

「市・県補助金」併用イメージ（制度改正により内容が変更となる場合があります）

助成内容	補助区分	設備投資額	業種	工場		物流施設	研究所
			区域	成長分野※1	その他		
	①用地取得	5億円以上	ふじのくに フロンティア 推進区域※2	45% 限度額12億円	40% 限度額11.5億円	40% 限度額11.5億円	45% 限度額12億円
			通常区域	40% 限度額11.5億円	35% 限度額11億円	35% 限度額11億円	40% 限度額11.5億円
		5億円未満	ふじのくに フロンティア 推進区域※2	35% 限度額3.5億円	30% 限度額3億円	30% 限度額3億円	35% 限度額3.5億円
			通常区域	30% 限度額3億円	25% 限度額2.5億円	25% 限度額2.5億円	30% 限度額3億円
	②新規雇用	従業員数×50万円（用地取得費に対する助成の限度額内にて助成）					
	③設備投資	業種		工場		物流施設	研究所
		設備投資額		成長分野※1	その他		
		5億円以上		15% 限度額15億円	12% 限度額12億円	12% 限度額12億円	15% 限度額15億円
	5億円未満		5%（市単独補助）				

※1 食品、医薬品、医療機器、環境関連産業 等

※2 県の指定を受けた特定区域（大谷・小鹿区域など5か所）

その他支援制度

「地域未来投資促進法」を活用した設備投資減税（企業立地促進助成制度と併用可）

- 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の市の承認を受けた事業者が、計画に基づく設備投資を行う場合に、事業の先進性等の要件を満たせば、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

●

計画の承認には、下記の「成長分野」に該当すること等、承認の要件がありますので、詳細についてはお問合せください。

海洋	食品・ヘルスケア	成長ものづくり	対象設備	特別償却 ^(最大)	税額控除 ^(最大)
先端加工	清水港・ロジスティクス	観光ブランド	機械装置・器具・備品	35%	4%
			上乗せ要件を満たす場合	50%	6%
文化・クリエイティブ	情報通信・専門サービス関連	環境リサイクル	建物・附属設備・構築物	20%	2%

★

民間団地開発事業を行う場合には別途助成制度を利用できる可能性があります。検討している場合にはお問合せください。